

○八女西部広域事務組合公務災害補償審査委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成31年2月28日 条例第2号)

(報酬)

第1条 公務災害補償審査委員(以下「委員」という。)が招集により会議に出席したときは、報酬を支給するものとし、その額は、次のとおりとする。

日額 4,000円

(費用弁償)

第2条 委員が公務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償として旅費を支給する。

2 委員が招集により会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、定額雑費及び宿泊料は支給しないものとする。

3 前2項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第3条 報酬については、その者の勤務日数に応じて、その都度支給する。

2 費用弁償については、一般職員の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	定額雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
旅客運賃 急行料金	実費	別に定める額	1,000円	11,000円